

# 国立大学法人岩手大学理事特別補佐等に関する規則

(令和2年4月14日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学の理事又は副学長を補佐する特別補佐の設置等に関し、必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 理事又は副学長の下に、必要に応じ次の各号に掲げる特別補佐を置くことができる。

- 一 理事特別補佐
- 二 副学長特別補佐

## (任務)

第3条 特別補佐の任務は、次の各号に応じて当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 理事特別補佐 理事の命じるところにより、理事の職務を補佐する。
- 二 副学長特別補佐 副学長の命じるところにより、副学長の職務を補佐する。

## (任命)

第4条 特別補佐の任命は、次の各号に応じて当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 理事特別補佐 当該理事が選考し、学長が任命する。
- 二 副学長特別補佐 当該副学長が選考し、学長が任命する。

## (任期)

第5条 特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、選考する理事又は副学長の任期を超えないものとする。

## (謝金等)

第6条 学外者を特別補佐に任命した場合は、当該特別補佐に、謝金及び旅費を支給する。ただし、学長が特に認める場合は無報酬とすることができる。

## (解任)

第7条 学長は、特別補佐が次の各号のいずれかに該当する場合、その他特別補佐たるに適しないと認めるときは、特別補佐を解任することができる。

- 一 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 二 本学の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があったとき

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。